

山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領

令和4年3月24日 制定

はじめに

山形県地域公共交通情報共有基盤（以下、「プラットフォーム」という。）を利用する者は、プラットフォームに整備されたデータが、人々の移動利便を向上させるという山形県地域公共交通計画（以下、「計画」という。）の目標達成のために収集・共有されていることを踏まえ、計画の趣旨に沿った利用を行わなければなりません。

プラットフォームのデータを適切に、かつ、広く利用していただくとともに、データ保有者が安心してデータ提供できるよう、以下のとおりデータの利用方法について定めます。

（要領への同意）

第1条 プラットフォームのデータを利用する者は、本要領の内容に同意したものとみなします。

（要領の変更）

第2条 本要領は、県（事務局）が山形県地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の議決を経て変更する場合があります。

2 変更後の本要領の効力は、前項の議決を経て県（事務局）が別途定めた日から効力を生じるものとします。

3 本要領の変更後にプラットフォームのデータを利用する者は、変更後の本要領の適用に同意したものとみなします。

（著作権等）

第3条 プラットフォームのデータを利用する者は、プラットフォームのデータが編集著作物として著作権の対象となっており、著作権は日本国著作権法及び国際条約によって保護されていることに留意しなければなりません。

2 プラットフォームのデータにおけるライセンスは、「クリエイティブ・コモンズ」のクリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際（CC BY 4.0）を採用しており、特記がない場合、プラットフォームのデータはこのライセンスに基づき利用できます。

3 プラットフォームのデータを転載、編集・加工した制作物やウェブサイト等において掲載する場合は、出典を記載してください。

（他サイトの利用規約との関係）

第4条 プラットフォームに他サイトの URL が貼付され、当該 URL のサイトからデータを取得する場合は、当該サイトの利用規約等を遵守するものとします。

（公開・開示者と公開・開示レベル）

第5条 山形県地域公共交通情報共有基盤構築・運用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）2

(3) ②の公開・開示者毎の手続きの詳細は、別表「公開・開示者、公開・開示レベル別手続き対応表」のとおりとします。

(利用者の範囲)

第6条 プラットフォームのデータを利用できるものは、次の各号のいずれにも該当しない者としてします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

2 前項の規定に関わらず、ガイドライン2(3)③に規定するデータは、その範囲内での利用とします。

(利用手続き)

第7条 プラットフォームにおいて公開されているデータを利用するものは、自らプラットフォームからデータを取得し、本要領を遵守のうえ利用してください。

2 利用申請が必要なデータの利用を希望する者は、別記様式1「山形県地域公共交通情報共有基盤データ利用申請書（公開用）」または別記様式2「山形県地域公共交通情報共有基盤データ利用申請書（対象者限定用）」を県（事務局）に提出してください。

3 県（事務局）は、不備がある利用申請を受け取った場合は、データ利用者に対し必要事項の記入を促すなど適切な対応を行います。

(データの公開基準)

第8条 県（事務局）は、公開・開示レベル「公開（要申請）」のデータについて、必要事項が全て記載されている利用申請を受けた場合、別表「公開・開示者、公開・開示レベル別手続き対応表」のとおりデータを公開します。

(データの開示基準)

第9条 県（事務局）は、公開・開示レベル「対象者限定（要審査）」のデータについて、必要事項が全て記載されている利用申請を受けた場合、申請内容が次の各号に合致しているか審査をします。

- (1) 利用申請者は開示するデータの開示レベルに当てはまるか。
- (2) 利用目的は、地域公共交通に資する取組みか。

2 県（事務局）は、前項の審査の結果、別記様式3により開示・不開示の決定を利用申請者に通知します。また、開示の決定をした場合は、別表「公開・開示者、公開・開示レベル別手続き対応表」のお

りデータを開示します。

(禁止事項)

第10条 データ利用者は、プラットフォームのデータ利用に際し、次の各号に該当する行為を行ってなりません。

- (1) 本要領に違反する行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 県（事務局）や第三者の権利を侵害する行為
- (5) 対象者が限定されたデータを取得する際に申し出た目的外の利用
- (6) 第9条第2項で開示を受けたデータを第三者に譲渡する行為

(禁止事項の例外)

第11条 前条第1項第6号の規定に関わらず、データの開示を受けた者の利用目的を達成するために第三者に委託することはできます。

2 前項の第三者に委託をする場合は、データの開示を受けた者と第三者間で秘密保持契約を結ばなければなりません。

(免責事項)

第12条 県（事務局）及びプラットフォームへのデータ提供者は、プラットフォームのデータを利用する者が当該データを利用したことで被った被害、損失についていかなる責任も負いません。

(賠償)

第13条 本要領に違反したデータ利用が起因して、県（事務局）や第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければなりません。

(処分)

第14条 本要領に違反した利用が発見された場合、県（事務局）が違反を確認した日から起算して3年間、公開・開示レベル「対象者限定（要審査）」のデータについて違反者の利用を禁止します。

(個人情報の保護)

第15条 プラットフォームのデータを利用申請にあたり取得した個人情報は、関係法令を遵守のうえ、県（事務局）がデータ利用受付事務やデータの提供、プラットフォーム利便性向上のための現状分析、アンケート調査にのみ使用します。

2 県（事務局）は、データの公開及び開示を行う際、データ保有者に個人情報を含む利用申請情報を提供する場合があります。

3 第7条第2項及び第3項の規定に基づきデータの利用を申請する者は、前項の規定に同意したものとみなします。

附則

本要綱は、令和4年3月24日より適用されます。

公開・開示者、公開・開示レベル別手続き対応表

別表

公開・開示者 公開・開示レベル	県（事務局）	データ保有者
完全公開	① ○プラットフォームでデータそのものを公開 ・データ保有者は県（事務局）にデータそのものを提供 ・県（事務局）はプラットフォームでデータそのものを公開	② ○データ保有者が自身のHPでデータそのものを公開 ・データ保有者が自身のHPでデータそのものを公開 ・データ保有者は県（事務局）に公開・更新した旨連絡 ・県（事務局）はプラットフォームにリンクを貼付、公開・更新日を記載
公開 （要申請）	③ ○県（事務局）がデータを保有し、プラットフォームで一覧（データ項目リスト）を公開 ○申請に応じて県（事務局）がデータそのものを開示 ・データ保有者は県（事務局）にデータそのものを提供 ・県（事務局）は一覧（データ項目リスト）を作成・公開 ・データ利用希望者（制限なし）は県（事務局）にデータ利用を申請 ・県（事務局）は希望者に対しデータそのものを開示	④ ○データ保有者がデータを保有し、プラットフォームで一覧（データ項目リスト）を公開 ○申請に応じてデータ保有者がデータそのものを開示 ・データ保有者は県（事務局）に一覧（データ項目リスト）を提供 ・県（事務局）は一覧（データ項目リスト）を公開 ・データ利用希望者（制限なし）は県（事務局）にデータ利用を申請 ・県（事務局）はデータ保有者に開示を依頼し、データ保有者が希望者に対しデータを開示
対象者限定 （要審査）	⑤ ○県（事務局）がデータを保有し、プラットフォームで一覧（データ項目リスト）を公開 ○特定者からの申請に応じて県（事務局）がデータそのものを開示 ・データ保有者は県（事務局）にデータそのものを提供 ・県（事務局）は一覧（データ項目リスト）を作成・公開 ・データ利用希望者（特定者）は県（事務局）にデータ利用を申請 ・県（事務局）は希望者が特定者に該当するか、二次利用ルールを順守する者か等を審査 ・県（事務局）は審査通過後、希望者に対しデータそのものを開示	⑥ ○データ保有者がデータを保有し、プラットフォームで一覧（データ項目リスト）を公開 ○特定者からの申請に応じてデータ保有者がデータそのものを開示 ・データ保有者は県（事務局）に一覧（データ項目リスト）を提供 ・県（事務局）は一覧（データ項目リスト）を公開 ・データ利用希望者（特定者）は県（事務局）にデータ利用を申請 ・県（事務局）は希望者が特定者に該当するか、二次利用ルールを順守する者か等を審査 ・県（事務局）は審査通過後、データ保有者に開示を依頼し、データ保有者が希望者に対しデータそのものを開示

※上段：公開（開示）方法、下段：公開（開示）の手順

※データによっては上記取扱いよらない場合もある

(2) データ公開・開示の取扱いごとのデータ例示

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業報告書・輸送実績報告書（一覧）、施設一覧、山形県観光者数調査、大規模小売店立地法に基づく届出、GTFS-JP
- ② 福祉輸送運送事業者情報、山形県学校名鑑、
- ③ 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業報告書・輸送実績報告書（個票）
- ④ GTFS-RT
- ⑤ 各施設の利用実態（通院者、通所者、観光施設利用者等の居住地）
- ⑥ ICカード利用実績

※ETC2.0は国土交通省が直接提供するため上記取扱いの例外